平成２２年（フ）第５号
宮城県気仙沼市波路上向原64番地２
破産者　菅原　辰男
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第３１４号
埼玉県草加市弁天２丁目２番６―206号
破産者　藤野長一郎
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
新潟県五泉市本町４丁目５番４号
破産者　井村　朱実
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２３号
新潟市東区東中野山７丁目２番２号
破産者　祝　　美佳
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５０号
静岡県沼津市岡一色280番地の１
破産者　長田　道子
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第８１７号
兵庫県姫路市飾磨区鎌倉町13番地３
破産者　村本　朋子（旧姓潮谷）
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５２号
兵庫県姫路市香寺町田野627番地
破産者　市場　朱実
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２４５号
兵庫県姫路市八家1303番地、住民票上の住所　兵庫県姫路市白浜町甲2176番地１　ユニライフ姫路白浜の宮606号
破産者　松本　敏洋
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６１７号
兵庫県神崎郡福崎町福田1094番地24
破産者　山中　勝三
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４４号
兵庫県佐用郡佐用町三日月1184番地２
破産者　猪口　正隆
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１４３５号
広島市中区吉島西１丁目27番２号
破産者　橋詰砥工商会こと　橋詰　照二
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５９号
広島県安芸高田市高宮町船木1106番地
破産者　吉岡　月美
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第４０６号
山口県下関市上田中町２丁目９番17号　坂民ビル、前住所山口県下関市藤ヶ谷町９番１号
破産者　河村　幸雄
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２１１２号
札幌市北区篠路２条６丁目５番13―602号
破産者　杉村　　浩
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５００号
北海道江別市野幌町59番地の１　ニコルハイツ野幌902号室
破産者　日置喜恵子
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８７号
秋田市新屋松美ガ丘南町４番２号
破産者　遠藤亜紀子
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７３号
福島市上鳥渡字蛭川３番地の４　あけぼのハイツ201号
破産者　菅野　公夫
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２１９号
福島市飯坂町湯野字町尻１番地の４
破産者　風間　徳行
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所